

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	ポラリス保健看護学院
設置者名	公益財団法人星総合病院

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	保健看護学科	夜・通信	14 単位	12 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページに掲載 <a href="http://www.hospital.jp/polaris/disclose.html">http://www.hospital.jp/polaris/disclose.html</a>
---

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第 2 号の 2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第 2 号の 2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	ポラリス保健看護学院
設置者名	公益財団法人星総合病院

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	ポラリス保健看護学院運営会議
役割	<p>学院運営の円滑化を図ることを目的とし以下について審議し、教育計画や学生の処遇等より良い学院運営に意見を反映させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学院の規程の制定及び改廃、予算の執行計画に関すること</li> <li>○教育方針・教育計画・教育内容に関すること</li> <li>○学生の定員に関すること</li> <li>○学生の入学・卒業・休学・退学・賞罰・その他、学生の身分に関すること</li> <li>○個人情報保護管理に関すること</li> <li>○その他、学院運営に関し重要と認めること</li> </ul>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
公益法人星総合病院 法人こども事業部長	定めていない	・平成 18 年度まで郡山市の中学校の校長、地域の公民館館長を務める
公益法人星総合病院 法人総務人事部長	定めていない	・平成 10 年 4 月～平成 23 年 11 月、平成 27 年～平成 30 年 3 月まで当学院専任教員 ・平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月まで当学院副学院長
(備考)		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	ポラリス保健看護学院
設置者名	公益財団法人星総合病院

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、教育課程を構築し定期的に見直しを行っている。</li> <li>・授業計画書の作成は、授業担当教員が作成する。これに際してカリキュラム担当教員・分野担当教員が、授業科目の目標や授業内容、授業方法、評価基準や評価について情報提供を行っている。</li> <li>・授業計画書は、3 月末迄に整理し、教務主任・カリキュラム担当教員が内容を確認し学院ホームページに掲載している。</li> </ul>	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>ホームページに掲載  <a href="http://www.hoshipital.jp/polaris/disclose.html">http://www.hoshipital.jp/polaris/disclose.html</a></p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・科目の評価に関しては、学則 7 条、学則施行細則第 5 条、6 条、7 条に定めておりこれに基づいて実施している。</li> <li>・複数教員が担当する科目や実習の評価については、担当教員が集まり評価の妥当性を審議し、決定する。</li> <li>・実習評価は、科目担当教員が評価責任者として学年全体の評価を確認する。本実習の評価が合格点(60 点)満たない場合は、「実習評価プロトコール」に基づいて、教務主任、実習調整者、科目担当教員、実習担当教員による「本実習一次判定会議」を開催する。会議の結果、合格点に満たない場合は、補習実習の対象となる。補習実習実施後、「補習実習評価会議」を開催し、合格点に到達した場合は、合格とする。合格点に満たない場合は、再履修が必要となる。</li> </ul>	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成績の評価は、1年間の履修科目の全ての成績評価点を合計し科目数で割り、平均点を算出した。(100点満点で点数化) また、0～59点、60～69点、70～79点、80～89点、90～100点の間隔で分類し分布状況を整理している。</li> </ul>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>ホームページに掲載  <a href="http://www.hoshipital.jp/polaris/disclose.html">http://www.hoshipital.jp/polaris/disclose.html</a></p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業認定に関しては、本学院の建学の精神に基づく教育目的・教育目標・卒業時の到達目標に学生が到達できたか否かを判定する。この場合の評価は、学則第13条、学則施行細則第12条に基づいて行う。</li> <li>・学則第13条 学院長は、所定の授業科目の履修と本学則第1条の規程を鑑み運営会議を経て卒業を認定することができる。卒業の判定について必要な事項は別に定める。</li> <li>・学則施行細則第12条 学則第13条に基づき、本学院の卒業は学院運営会議において次の条件を満たした者に認定する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本学院が定める単位全てを履修しているもの。  1年次 45単位、2年次 36単位、3年次 31単位、4年次 25単位  合計 137単位</li> <li>2. 卒業時の出席すべき日数の3分の2以上出席しているもの。</li> <li>3. 卒業時の出席すべき行事の3分の2以上出席しているもの。</li> <li>4. 卒業総括試験に合格し卒業到達目標を達成したと認められるもの。</li> </ol> </li> <li>・卒業認定方針はポラリス保健看護学院ホームページに掲載する。</li> </ul>	
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<p>ホームページに掲載  <a href="http://www.hoshipital.jp/polaris/disclose.html">http://www.hoshipital.jp/polaris/disclose.html</a></p>

## 様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	ポラリス保健看護学院
設置者名	公益財団法人星総合病院

### 1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	<a href="http://www.hospital.jp/hojin.html#06">http://www.hospital.jp/hojin.html#06</a>
収支計算書又は損益計算書	<a href="http://www.hospital.jp/hojin.html#06">http://www.hospital.jp/hojin.html#06</a>
財産目録	<a href="http://www.hospital.jp/hojin.html#06">http://www.hospital.jp/hojin.html#06</a>
事業報告書	<a href="http://www.hospital.jp/hojin.html#06">http://www.hospital.jp/hojin.html#06</a>
監事による監査報告（書）	<a href="http://www.hospital.jp/hojin.html#06">http://www.hospital.jp/hojin.html#06</a>

### 2. 教育活動に係る情報

#### ①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療分野		専門課程	保健看護学科		○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授 業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
4年	昼	137 単位	109 単位	単位	28 単位	単位	単位
			137 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
160 人		138 人	0 人	15 人	1 人	16 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学則第3条、本学院は保健師・看護師統合カリキュラム校である。</li> <li>・保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、社会の求めるニーズを踏まえて教育課程を構築している。</li> <li>・年間の教育計画に基づき、カリキュラム担当が時間割を作成し、非常勤講師への連絡調整を図る。</li> <li>・授業は学生が主体的に計画的に学ぶことができるよう、授業計画書に基づいて行われる。</li> <li>・授業計画書には科目目標、授業内容、方法、評価方法が記載されており、担当講師が作成し、年度始めにホームページに掲載している。</li> </ul>
成績評価の基準・方法
<p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成績の評価基準は、筆記試験、レポート、技術試験の各評価を受けて初めて科目の評価とする。</li> <li>・授業科目の評価は、100点を満点とし60点以上を合格とする。</li> <li>・臨地実習の評価は、認知(対象の理解、基礎知識等)・情意(態度)・精神運動(技術)の側面から行い、100点を満点とする。</li> <li>・その他の詳細は、学則7条、学則施行細則第5条、6条、7条、8条を参照</li> </ul>

卒業・進級の認定基準
(概要) <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業、進級の認定に関しては、学則第13条、学則施行規則第12条に基づき学院運営会議で検討し認定している。</li> </ul>
学修支援等
(概要) <ul style="list-style-type: none"> <li>看護について学ぶ上で必要な学習能力を身につけるために、入学前課題として調べ学習、読書、問題集（基礎学力強化）などを実施する。</li> <li>入学後、アカデミックスキルズを実施し、個人の学習能力（レポートの書き方、プレゼンテーションの仕方、ポートフォリオのまとめ方）だけでなく、ディスカッション、ディベートなどの技法も習得する。</li> <li>人と関わる経験を積めるように、学校内外行事や催し物、各種ボランティアを企画し支援する。</li> <li>国家試験対策・定期的な模擬試験、補習授業計画、他実施</li> </ul>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
42人 (100%)	2人 (4.8%)	40人 (95.2%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) <ul style="list-style-type: none"> <li>医療（看護師、保健師）：病院等</li> <li>保健（保健師）：行政等の保健師</li> </ul>			
(就職指導内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>社会情勢、新人教育内容の確認、福利厚生の確認等の情報収集を十分行うように指導している。</li> <li>就職支援・・・就職ガイダンス、個別相談の実施</li> </ul>			
(主な学修成果（資格・検定等）) 保健師・看護師 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度保健師国家試験合格率：76.2%</li> <li>令和3年度看護師国家試験合格率：100.0%</li> </ul>			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
153人	4人	2.6%
(中途退学の主な理由) <ul style="list-style-type: none"> <li>進路変更</li> </ul>		
(中退防止・中退者支援のための取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>職業及び学校の特徴を十分理解し、自己の目標とのマッチングを十分検討して受験するよう指導する。</li> <li>クラスは少人数制、担任制（2～3人体制）であり、また全学生に個別の担当教員がついており、定期的な個人面接の機会を年に数回設けている。</li> <li>非常勤のスクールカウンセラーを配置し希望により面談が可能である。</li> <li>入学時より、段階的に専門職業人としてのキャリア形成を支援する。</li> <li>進路変更の希望時には、再入学、編入学など幅広い選択肢を提示している。</li> </ul>		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
保健看護 学科	250,000 円	600,000 円	400,000 円	実習費 40,000 円、施設管理費 50,000 円 テキスト代 161,000 円、ユニホーム 50,000 円 聴診器等 99,000 円
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
・奨学金の紹介・・県や市町村、日本学生支援機構、公益財団法人星総合病院紹介				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページに掲載 <a href="http://www.hospital.jp/polaris/disclose.html">http://www.hospital.jp/polaris/disclose.html</a>		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
学校関係者評価は、自己評価を基に、年度末に学院運営委員による外部評価を実施している。学院運営委員の構成メンバーは表記のとおりであり、学院運営の円滑化を目指し年6回開催し、①法人こども事業部長 (元公立中学校校長、教育に関する知見を有する者) は、評価項目全般を包括的に評価する。②法人看護部長は、部署の目標管理、教育課程、教育内容、教職員育成に関する内容等を評価する。③法人総務人事部長 (法人事業本部統括) は、学校経営、事業目標管理の視点で評価し、部署目標が教員の個人目標に反映されているか、教職員育成に関する教育体制、顧客の視点で施設の設備状況や学生生活の支援、広報活動を評価する。④校医は施設環境面、学生の心身面の健康管理について評価する。①～④すべての評価結果を総括し、次年度に向けて課題を整理、改善計画を立案し取り組む。現時点の取り組みが評価された内容は教職員にフィードバックし、維持もしくは更なる改良に取り組む。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
法人こども事業部長	定めていない	教育に関する知見を有する者
法人看護部長	定めていない	学校経営、事業推進関連の関係者
法人総務人事部長	定めていない	看護教育関連の関係者
健康管理センター長	定めていない	施設環境面、学生の心身面の健康管理担当者
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページに掲載 <a href="http://www.hospital.jp/polaris/disclose.html">http://www.hospital.jp/polaris/disclose.html</a>		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページに掲載 <a href="http://www.hospital.jp/polaris/">http://www.hospital.jp/polaris/</a>
--

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	ポラリス保健看護学院
設置者名	公益財団法人星総合病院

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		-	-	-
内 訳	第Ⅰ区分	-	-	
	第Ⅱ区分	-	-	
	第Ⅲ区分	-	-	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				-
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0 人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0 人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0 人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	0 人	人	人
計	0 人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0 人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0 人
3月以上の停学	0 人
年間計	0 人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、高等 専門学校（認定専攻科を含む。）及 び専門学校（修業年限が2年以下の ものに限る。）		
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あつては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。